

令和 8 年 9 月

市 川 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 8 年 9 月 市 川 市 議 会 定 例 会 提 出 議 案

議案第23号	市川市税条例の一部改正について.....	1
議案第24号	市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について.....	3
議案第25号	市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について.....	5
議案第26号	市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について.....	1 1
議案第27号	市川市景観条例の一部改正について.....	1 3
議案第28号	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について.....	1 5
議案第29号	市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について.....	1 9
議案第30号	令和 8 年度市川市一般会計補正予算（第 3 号）.....	別 冊
議案第31号	令和 8 年度市川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）.....	別 冊
議案第32号	令和 8 年度市川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）.....	別 冊
議案第33号	護岸更新工事（その 2）請負契約について.....	2 3
議案第34号	はしご付消防自動車の製造請負契約について.....	2 9
議案第35号	市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について.....	3 3
議案第36号	土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について.....	3 7

認定第 1 号	令和 7 年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について.....	別 冊
---------	---	-----

報告第21号	専決処分の承認を求めることについて.....	4 1
報告第22号	健全化判断比率について.....	4 7
報告第23号	資金不足比率について.....	4 9
報告第24号	継続費の継続年度終了による精算について.....	5 1
報告第25号	下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について.....	5 5
報告第26号	市川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に関する報告について.....	別 冊
報告第27号	専決処分の報告について.....	5 9
報告第28号	専決処分の報告について.....	6 1
報告第29号	専決処分の報告について.....	6 3
報告第30号	専決処分の報告について.....	6 5
報告第31号	専決処分の報告について.....	6 7
報告第32号	専決処分の報告について.....	6 9
報告第33号	専決処分の報告について.....	7 1
報告第34号	いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和 7 年度決算及び令和 8 年度事業計画に関する報告について.....	7 7

議案第 23 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人みんなのサンタ	市川市市川 3 丁目 27 番 23 号
------------------	----------------------

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表特定非営利活動法人みんなのサンタの項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表特定非営利活動法人みんなのサンタの項の規定は、所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に支出する同項に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）に対する市川市税条例第 34 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金について適用する。

理 由

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 24 号

市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について

市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例

市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 6 年条例第 5 号)
の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 19 条第 1 項第 1 号」
に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

地方自治法施行規則の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 25 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「(以下この項において「知的障害児等機能訓練等業務」という。)」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第 9 条の 2 第 1 項中「(以下この項において「肢体不自由児機能訓練等業務」という。)」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第 2 条 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

「第 2 章 市川市あおぞらキッズ（第 5 条—第 8 条）

第 3 章 市川市おひさまキッズ（第 9 条—第 12 条）

目次中 第 4 章 市川市こども発達相談室（第 13 条—第 17 条） を

第 5 章 市川市大洲こども館（第 18 条—第 22 条）

第 6 章 補則（第 23 条・第 24 条） 」

「第 2 章 市川市児童発達支援センター（第 5 条―第 9 条）

第 3 章 市川市こども発達相談室（第 10 条―第 14 条）

に改める。

第 4 章 市川市大洲こども館（第 15 条―第 19 条）

第 5 章 補則（第 20 条・第 21 条）」

第 3 条第 1 号中「知的障害のあるこども及び精神に障害のあるこども（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む）」を「障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう）」に改め、「生活支援」の次に「並びに集団生活への適応」を加え、同条第 2 号及び第 3 号を削り、同条第 4 号を同条第 2 号とし、同条第 5 号を同条第 3 号とし、同条第 6 号を同条第 4 号とする。

第 4 条の表市川市あおぞらキッズの項を次のように改める。

市川市児童発達支援センター	1 法第 43 条に規定する児童発達支援センターとして、障害児に対し、次に掲げる業務を行うこと。 (1) 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。） (2) 法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援（次条第 1 号ア及び第 6 条第 1 項において「保育所等訪問支援」という。） (3) 法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児支援利用援助（次条第 1 号アにおいて「障害児支援利用援助」という。） (4) 法第 6 条の 2 の 2 第 8 項に規定する継続障害児支援利用援助（次条第 1 号アにおいて「継続障害児支援利用援助」という。） 2 障害児その他発達において支援を要すること（以下この項及び次条第 1 号イにおいて「障害児等」という。）又はその保護者（法第 6 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、当該障害児等の発達及び生活の相談に応じ、助言を行うこと。
---------------	--

第 4 条の表市川市おひさまキッズの項を削る。

「第 2 章 市川市あおぞらキッズ」を「第 2 章 市川市児童発達支援センター」に改める。

第 5 条中「市川市あおぞらキッズ（以下「あおぞらキッズ」を「市川市児童発達支援センター（以下この章において「児童発達支援センター」に改め、同条第 1 号ア中「保育所等訪問支援」を「児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助」に改め、「（以下「通所給付決定」という。）」を削り、同号イ中「通所給付決定に係る知的障害のあるこども又は精神に障害のあるこども」を「障害児等」に改める。

第 3 章を削る。

第 8 条中「あおぞらキッズ」を「児童発達支援センター」に改め、第 2 章中同条を第 9 条とする。

第 7 条中「あおぞらキッズ」を「児童発達支援センター」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「あおぞらキッズ」を「児童発達支援センター」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条の 2 第 1 項中「（以下「通所給付決定保護者」という。）」を削り、「前条第 1 号」を「前条第 1 号ア」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 章中第 1 3 条を第 1 0 条とし、第 1 4 条から第 1 7 条までを 3 条ずつ繰り上げ、同章を第 3 章とする。

第 5 章中第 1 8 条を第 1 5 条とし、第 1 9 条から第 2 2 条までを 3 条ずつ繰り上げ、同章を第 4 章とする。

第 6 章中第 2 3 条を第 2 0 条とし、第 2 4 条を第 2 1 条とし、同章を第 5 章とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例第5条の2第1項及び第9条の2第1項の規定は、この条例の公布の日以後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「児童発達支援等」という。）の利用に係る使用料について適用し、同日前の児童発達支援等の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 令和9年4月1日前の児童発達支援等の利用に係る第2条の規定による改正前の市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例第9条の2第1項に規定する通所給付決定保護者が納めるべき同条に規定する使用料については、なお従前の例による。

理 由

児童福祉法の改正による児童発達支援の類型の一元化を踏まえ、あおぞらキッズ及びおひさまキッズを統合し、一の児童発達支援センターとするほか、通所給付決定保護者が納めるべき使用料に係る取扱いについて見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 26 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 2 条第 3 1 項第 1 号」を「第 2 条第 3 2 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 2 条第 2 3 項」を「第 2 条第 2 4 項」に、「同条第 3 1 項第 2 号」を「同条第 3 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

産業競争力強化法の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 27 号

市川市景観条例の一部改正について

市川市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市景観条例の一部を改正する条例

市川市景観条例（平成 18 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

第 25 条中「第 16 条第 7 項各号」を「第 16 条第 8 項各号」に、「第 8 条第 3 項第 2 号」を「第 8 条第 4 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 25 条の改正規定（「第 8 条第 3 項第 2 号」を「第 8 条第 4 項第 2 号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

理 由

景観法の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 28 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 妙典第 2 駐輪場の項を次のように改める。

妙典第 3 駐輪場	市川市妙典 5 丁目 102 番 2
-----------	--------------------

別表第 1 南行徳第 2 駐輪場の項を削り、同表南行徳第 5 駐輪場の項の次に次のように加える。

南行徳第 6 駐輪場	市川市欠真間 2 丁目 30 番
------------	------------------

別表第 2 の 1 の表妙典第 2 駐輪場の項を次のように改める。

妙典第 3 駐輪場	1,000 円	500 円
-----------	---------	-------

別表第 2 の 1 の表南行徳第 2 駐輪場の項を削り、同表南行徳第 5 駐輪場の項の次に次のように加える。

南行徳第 6 駐輪場	1,000 円	500 円
------------	---------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前に妙典第 2 駐輪場又は南行徳第 2 駐輪場の施設又は設備の全部又は一部を壊し、汚し、又は失わせた者に係る市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 16 条の規定による当該施設又は設備の全部又は一部を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為（妙典第 2 駐輪場又は南行徳第 2 駐輪場を使用した者に係る行為に限る。）に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 施行日以後に条例第 4 条第 1 号に規定する定期使用の方法により改正後の別表第 1 に規定する妙典第 3 駐輪場又は南行徳第 6 駐輪場を使用しようとする者に係る使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、条例第 5 条、第 6 条第 1 項、第 9 条、第 10 条及び第 12 条第 1 項並びに改正後の別表第 2 の規定の例により行うことができる。

理 由

妙典第 2 駐輪場及び南行徳第 2 駐輪場の土地を地権者に返還することを踏まえ、これらの駐輪場を廃止するとともに、その代替として妙典第 3 駐輪場及び南行徳第 6 駐輪場を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 29 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「31 万 5 千円」を「33 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた市川市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（公務災害補償の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の市川市消防団員等公務災害補償条例の規定により支払わ

れた葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）は、新条例の規定による葬祭補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、葬祭補償の額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 33 号

護岸更新工事（その 2）請負契約について

護岸更新工事（その 2）請負契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 護岸更新工事（その 2） |
| 2 | 工 事 場 所 | 市川市塩浜 1 丁目 3 番地先 |
| 3 | 請負代金額 | 280,500,000 円 |
| 4 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約相手方 | 市川市押切 20 番 3 号
千葉建設株式会社
代表取締役 澁谷 保治 |
| 6 | 工 事 概 要 | 護岸更新工事（その 2）
施工延長 $L = 128.5 \text{ m}$
鋼矢板打設 109 本
H 鋼打設 55 本
上部 Co 打設 262 m^3
As 舗装 978 m^2 |

理 由

既定予算に基づく護岸更新工事（その２）について、一般競争入札の結果、落札者との間に工事請負仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２７号）第２条の規定により提案するものである。

工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 護岸更新工事（その 2）
- 2 工 事 場 所 市川市塩浜 1 丁目 3 番地先
- 3 工 期 自 市議会議決後 7 日以内
至 令和 9 年 3 月 24 日
- 4 工事を施工しない日及び
工事を施工しない時間帯 特記仕様書又は施工条件明示に記載のとおり
- 5 請負代金額 ￥280,500,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥25,500,000－
- 6 契約保証金 市川市財務規則第 117 条第 3 項第 2 号により免除
- 7 建設発生土の搬出先等 別添特記仕様書に記載のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、おのの対等な立場における合意に基づいて、別添工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

この契約の証として、本書 2 通を作り、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 6 月 25 日

発 注 者	住所	市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号
		市川市
	氏名	代表者 市長 田 中 甲 印

受 注 者	住所	市川市押切 20 番 3 号
		千葉建設株式会社
	氏名	代表取締役 澁 谷 保 治 印

議案第 33 号の参考 2

護岸更新工事（その 2）入札結果

- 1 開札年月日 令和 8 年 6 月 8 日
- 2 決定方法 一般競争入札
- 3 予定価格 290,323,000 円
入札書比較価格 263,930,000 円
（予定価格に 100/110 を乗じて得た価格）
低入札調査基準価格 265,221,000 円
入札書比較価格 241,110,000 円
（低入札調査基準価格に 100/110 を乗じて得た価格）
失格判定基準価格 196,696,500 円
入札書比較価格 178,815,000 円
（失格判定基準価格に 100/110 を乗じて得た価格）

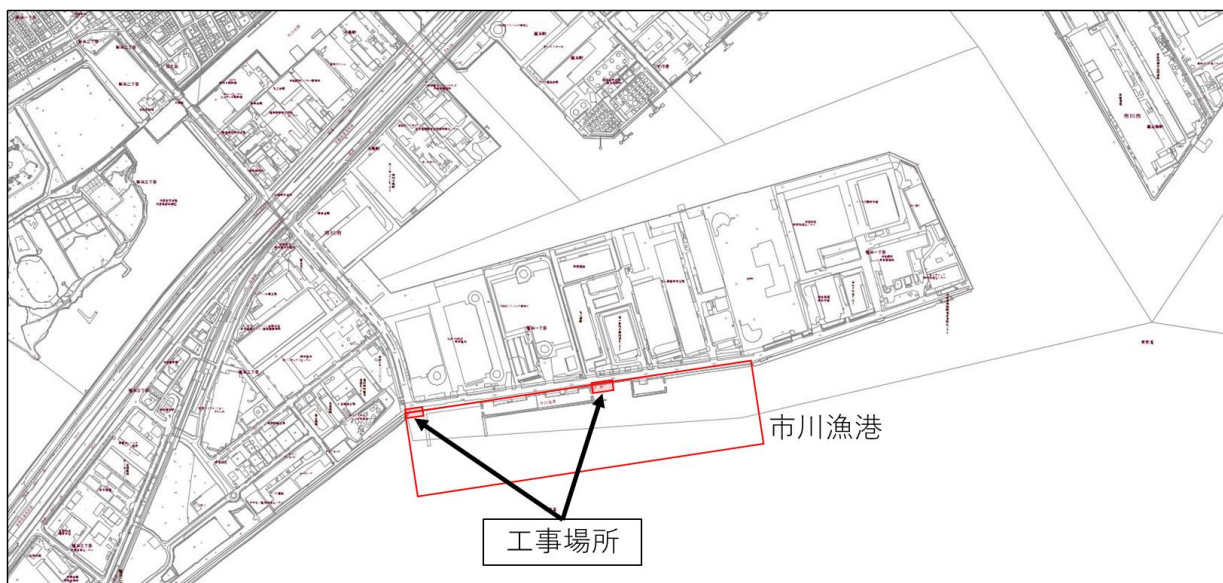
4 入札結果

業者名	入札書記載金額	備考
千葉建設株式会社	255,000,000 円	落札
落札金額（請負金額）は、入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した 280,500,000 円とする。		

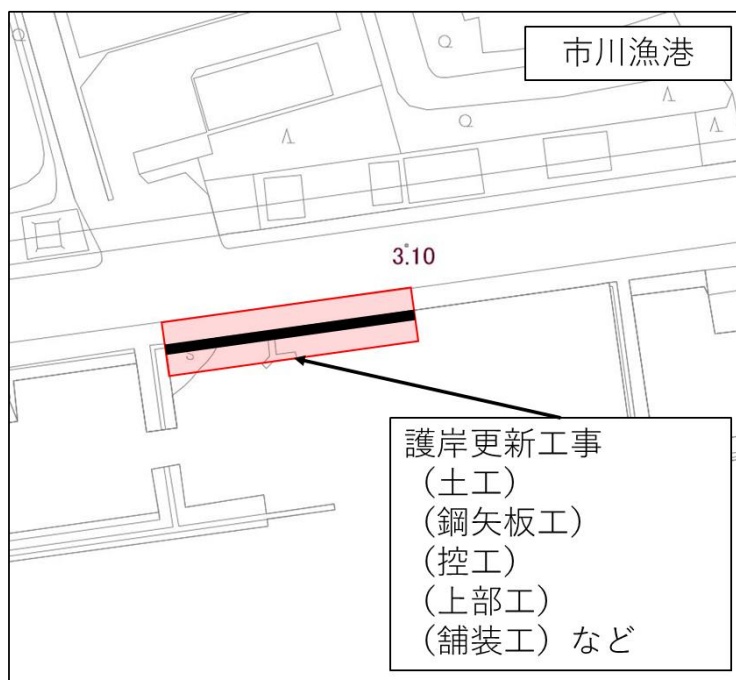
5 落札者経歴

- (1) 商号又は名称 千葉建設株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 澁谷 保治
- (3) 所在地 市川市押切 20 番 3 号
- (4) 建設業許可番号 千葉県知事許可（特－４）第 003325 号
- (5) 資本金 20,000,000 円
- (6) 主な工事経歴
令和 7 年度（市川市）
工 事 名：護岸更新工事（その 1）
請負金額：149,600,000 円
令和 5～6 年度（市川市）
工 事 名：塩美歩道橋改修工事
請負金額：121,988,900 円

議案第 3 3 号の参考図



案 内 図



施工箇所図

議案第 34 号

はしご付消防自動車の製造請負契約について

はしご付消防自動車の製造請負契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 件 名 | はしご付消防自動車の製造請負 |
| 2 | 納入場所 | 市川市八幡 1 丁目 8 番 1 号 市川市消防局 |
| 3 | 請負代金額 | 225,720,000 円 |
| 4 | 契約方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約相手方 | 東京都港区芝 5 丁目 36 番 7 号
三田ベルジュビル 19 階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 岡本 直彦 |
| 6 | 製造請負の概要 | 初年度登録から 23 年以上経過した経年劣化の著しい南
消防署の 40 m はしご付消防自動車を更新するもの。 |

理 由

既定予算に基づくはしご付消防自動車の製造請負について、一般競争入札の結果、落札者との間に製造請負仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２７号）第２条の規定により提案するものである。

製造請負仮契約書

- 1 件 名 はしご付消防自動車の製造請負
- 2 数 量 1 台
- 3 納入場所 市川市八幡1丁目8番1号 市川市消防局
- 4 納入期限 令和9年3月26日 まで

5 請負代金額

¥	2	2	5	7	2	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥20,520,000-

- 6 契約保証金 市川市財務規則第117条第3項第1号により免除

上記の製造請負について発注者と受注者とは、おののお対等な立場における合意に基づいて、別添の製造請負契約約款（以下「約款」という。）によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

この契約の証として、本書3通（連帯保証人のない場合は2通）を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年7月1日

住所 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
発注者 市川市
氏名 代表者 市長 田 中 甲 印

住所 東京都港区芝5丁目36番7号
受注者 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
氏名 支店長 岡 本 直 彦 印

議案第 3 4 号の参考 2

はしご付消防自動車の製造請負の入札結果

- 1 開札年月日 令和 8 年 6 月 1 2 日
- 2 入札方法 一般競争入札
- 3 予定価格 2 2 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円
入札書比較価格 2 0 5 , 4 5 4 , 5 4 6 円
(予定価格に 100/110 を乗じて得た価格)

4 入札結果

業者名	入札書記載金額	備考
株式会社モリタ 東京支店	205,200,000 円	落札
落札金額（請負金額）は、入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した 2 2 5 , 7 2 0 , 0 0 0 円とする。		

5 落札者経歴

- (1) 商号又は名称 株式会社モリタ 東京支店
- (2) 代表者 支店長 岡本 直彦
- (3) 所在地 東京都港区芝 5 丁目 3 6 番 7 号
三田ベルジュビル 1 9 階
- (4) 主な製造経歴
令和 6 年度（市川市）
件 名：はしご付消防自動車の製造
請負金額：2 1 9 , 4 5 0 , 0 0 0 円

議案第 35 号

市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について

消防救急デジタル無線装置の購入について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

記

- | | | | | |
|---|-------|---|--------|-------|
| 1 | 件 名 | 市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入 | | |
| 2 | 納入場所 | 市川市八幡 1 丁目 8 番 1 号 | 市川市消防局 | 指令課 外 |
| 3 | 物 品 名 | 車載型移動局無線装置 | 77 セット | |
| | | 携帯型移動局無線装置 | 76 セット | |
| | | 可搬型移動局無線装置 | 5 セット | |
| | | 卓上型固定移動局無線装置 | 6 セット | |
| 4 | 契約金額 | 128,645,000 円 | | |
| 5 | 契約方法 | 一般競争入札 | | |
| 6 | 契約相手方 | 我孫子市本町 3 丁目 4 番 33 号
三峰無線株式会社 東関東支店
支店長 折原 秀夫 | | |

理 由

既定予算に基づく消防救急デジタル無線装置の購入について、一般競争入札の結果、落札者との間に物品供給仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第3条の規定により提案するものである。

物 品 供 給 仮 契 約 書

1 件 名 市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入

2 契 約 金 額

¥	1	2	8	6	4	5	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

☒課税事業者 (物品供給に係る消費税及び地方消費税額 11,695,000 円)
「物品供給に係る消費税及び地方消費税額」は、契約金額
に 10/110 を乗じたものです。

☐免税事業者

3 契約保証金額 市川市財務規則第 117 条第 3 項第 3 号により免除

4 納 入 場 所 市川市八幡 1 丁目 8 番 1 号 市川市消防局 指令課 外

5 納 入 期 限 令和 9 年 3 月 31 日 (水)

6 その他の事項

上記の物品供給について、発注者と受注者は、別添の物品供給契約約款（以下「約款」という。）により契約を締結する。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 8 年 7 月 1 日

市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号
発注者 市 川 市
代表者 市長 田中 甲 印

我孫子市本町 3 丁目 4 番 33 号
受注者 三峰無線株式会社 東関東支店
支店長 折原 秀夫 印

議案第 3 5 号の参考 2

市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入の入札結果

- 1 開札年月日 令和 8 年 6 月 2 4 日
- 2 入札方法 一般競争入札
- 3 予定価格 2 4 3 , 4 4 2 , 8 6 8 円
入札書比較価格 2 2 1 , 3 1 1 , 6 9 8 円
(予定価格に 100/110 を乗じて得た価格)

4 入札結果

業者名	入札書記載金額	備考
三峰無線（株）	116,950,000 円	落札
三益消防機材（株）	118,000,000 円	
スイス通信システム	119,923,000 円	
落札金額（契約金額）は、入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した 1 2 8 , 6 4 5 , 0 0 0 円とする。		

5 落札者経歴

- (1) 商号又は名称 三峰無線株式会社 東関東支店
- (2) 代表者 支店長 折原 秀夫
- (3) 所在地 我孫子市本町 3 丁目 4 番 3 3 号
- (4) 主な契約経歴

令和 7 年度（八千代市）

消防救急デジタル無線設備購入

契約金額：6 5 , 7 2 0 , 6 0 0 円

平成 7 年度（成田市）

消防救急デジタル無線装置購入

契約金額：8 1 , 3 7 9 , 1 0 0 円

議案第 36 号

土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について

土地持分全部移転登記手続請求に応じない者に対し、下記のとおり土地持分全部移転登記手続請求訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 訴えの相手方

- (1) 茨城県取手市在住
A（女性）
- (2) 千葉県市川市在住
B（女性）
- (3) 千葉県成田市在住
C（女性）
- (4) 千葉県我孫子市在住
D（男性）
- (5) 千葉県我孫子市在住
E（女性）
- (6) 千葉県松戸市在住
F（女性）
- (7) 千葉県松戸市在住
G（男性）

- (8) 埼玉県越谷市在住
H（女性）
- (9) 千葉県流山市在住
I（男性）
- (10) 埼玉県さいたま市在住
J（女性）
- (11) 埼玉県さいたま市在住
K（女性）
- (12) 千葉県市川市在住
L（女性）
- (13) 中華人民共和国上海市在住
M（男性）
- (14) 東京都目黒区在住
N（女性）
- (15) 東京都中野区在住
O（女性）
- (16) 千葉県柏市在住
P（女性）
- (17) 埼玉県春日部市在住
Q（女性）
- (18) 東京都足立区在住
R（男性）
- (19) 埼玉県春日部市在住
S（女性）
- (20) 茨城県取手市在住
T（女性）
- (21) 千葉県松戸市在住
U（女性）

(22) 千葉県我孫子市在住

V（女性）

2 訴えの趣旨

本市は、市川市身体障害者福祉センター敷地の土地（市川市本行徳 3 4 4 番）の所有権を有しているところ、当該土地の登記簿に訴外亡Wが持分 5 分の 1 の所有権を有する旨の不実の登記がなされていることから、当該不実の登記を本市に移転させるため、訴外亡Wの相続人である A ないし V に対し、土地持分全部移転登記手続を行うよう請求する旨の訴えを提起するものである。

3 訴訟進行の方針

- (1) 本件訴えの進行上特に必要がある場合には、訴え又は当事者の追加その他の変更をすることができるものとする。
- (2) 訴えを提起した後、訴訟の進行の段階で、相手方 A ないし V が土地持分全部移転登記手続を行う旨等を内容とする和解をすることができるものとする。

理 由

市川市身体障害者福祉センター敷地の土地になされた共有持分に係る不実の登記を真正な土地所有者である本市に移転させる必要があることから、当該不実の登記の名義人の相続人に対し、土地持分全部移転登記を行うよう請求する旨の訴えを提起するため、提案するものである。

報告第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

市道 0103 号の道路改修工事の早期完了を図るため、当該工事の円滑な進行及び当該工事箇所周辺の安全の確保並びに当該道路の路上駐車対策に資するための塩浜 1 丁目第 1 駐車場及び塩浜 1 丁目第 2 駐車場の供用を令和 8 年 8 月 1 日から開始する必要があることから、市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和 8 年 7 月 27 日

市川市長 田 中 甲

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 2 5 号

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例（平成 1 5 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

塩浜 1 丁目第 1 駐車場	市川市塩浜 1 丁目 5 番	1 7 台
塩浜 1 丁目第 2 駐車場	市川市塩浜 1 丁目 5 番	1 3 台

第 4 条第 1 項の表に次のように加える。

塩 浜 1 丁 目 第 1 駐 車 場	日曜日から土曜日まで	午前 0 時から午後 1 2 時まで
塩 浜 1 丁 目 第 2 駐 車 場	日曜日から土曜日まで	午前 0 時から午後 1 2 時まで

第 5 条の見出しを「(庁舎駐車場に係る駐車料金等)」に改め、同条第 1 項中「駐車場を利用するもの（以下「利用者」という。）は、」を「市川市役所第 2 庁舎駐車場及び行徳支所駐車場（第 3 項及び第 1 0 条において「庁舎駐車場」という。）を利用するものは、その利用に係る」に改め、同条第 2 項中「駐車料金」を「前項の駐車料金」に、「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 3 項中「駐車料金」を「第 1 項の駐車料金」に、「駐車場」を「庁舎駐車場」に、「利用者」を「庁舎駐車場を利用したもの」に改める。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条を第 1 3 条とする。

第 11 条中「利用者」を「駐車場を利用するもの」に改め、同条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条中「利用者」を「庁舎駐車場を利用するもの」に、「駐車場」を「庁舎駐車場」に改め、同条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(塩浜 1 丁目駐車場に係る駐車料金等)

第 6 条 塩浜 1 丁目第 1 駐車場及び塩浜 1 丁目第 2 駐車場(第 3 項において「塩浜 1 丁目駐車場」という。)を利用するものは、その利用に係る駐車料金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる自動車を駐車する場合については、この限りでない。

(1) 道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車

(2) その他駐車料金を徴収する必要がないものとして市長が特に認める自動車

2 前項の駐車料金の額は、別表第 2 の定めるところにより算出した額とする。

3 第 1 項の駐車料金は、塩浜 1 丁目駐車場を利用する前に、塩浜 1 丁目駐車場を利用するものから徴収する。

別表を別表第 1 とし、同表の次に別紙の 1 表を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 2（第 6 条関係）

自動車 1 台当たりの額	1 日につき 6 0 0 円
--------------	----------------

備考 「1 日」とは、午前 0 時から午後 1 2 時までをいう。

報告第 2 2 号

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度市川市一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率について別冊監査委員の意見を付け次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

健全化判断比率

区 分	令和 7 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	11.25 %	20 %
連結実質赤字比率	— %	16.25 %	30 %
実 質 公 債 費 比 率	3.1 %	25 %	35 %
将 来 負 担 比 率	— %	350 %	

令和 7 年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「一％」となっているのは、本市の一般会計及び公営事業会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額がないことによるものである。

また、将来負担比率が「一％」となっているのは、本市の将来負担する見込みの負債額に対し、充当可能な財源等が上回っていることによるものである。

報告第 2 3 号

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度市川市公営企業会計決算における資金不足比率について別冊監査委員の意見を付け次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

資金不足比率

区 分	令和 7 年度	経営健全化基準
下 水 道 事 業 会 計	一 %	20 %

令和 7 年度の資金不足比率が「一％」となっているのは、本市の公営企業会計が黒字であり、算定の基礎となる資金の不足額（赤字）がないことによるものである。

報告第 2 4 号

継続費の継続年度終了による精算について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、令和 7 年度に終了した継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

令和 7 年 度 市 川 市 一 般

款	項	事業名	全 体 計 画						支出済額 (C)
			年度	年 割 額 (A)	左の財源内訳 (B)				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		
総 務 費	総 管 理 費	行 徳 公 会 堂 天 井 修 事 業		円	円	円	円	円	円
			5	435,000,000	0	326,200,000	0	108,800,000	355,344,000
			6	210,798,000	637,000	157,600,000	0	52,561,000	13,000,000
			7	456,862,000	1,246,000	341,800,000	0	113,816,000	573,544,618
			計	1,102,660,000	1,883,000	825,600,000	0	275,177,000	941,888,618
民 生 費	児 福 祉 費	北 方 保 育 園 解 体 事 業	6	14,000,000	0	10,500,000	0	3,500,000	0
			7	21,000,000	0	15,700,000	0	5,300,000	30,250,000
			計	35,000,000	0	26,200,000	0	8,800,000	30,250,000
土 木 費	都 計 画 市 費	斜 面 緑 地 崩 壊 対 策 事 業	5	208,000,000	0	208,000,000	0	0	163,320,000
			6	104,000,000	0	104,000,000	0	0	0
			7	208,000,000	0	208,000,000	0	0	285,821,000
			計	520,000,000	0	520,000,000	0	0	449,141,000
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	6	59,000,000	0	59,000,000	0	0	42,680,000
			7	88,000,000	0	88,000,000	0	0	69,095,400
			計	147,000,000	0	147,000,000	0	0	111,775,400

会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

実 績				比 較				
左の財源内訳（D）				年割額と支出済額の差 （A）－（C）	左の財源内訳（B）－（D）			
特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	266,500,000	0	88,844,000	79,656,000	0	59,700,000	0	19,956,000
637,000	9,700,000	0	2,663,000	197,798,000	0	147,900,000	0	49,898,000
1,324,000	232,600,000	0	339,620,618	△ 116,682,618	△ 78,000	109,200,000	0	△ 225,804,618
1,961,000	508,800,000	0	431,127,618	160,771,382	△ 78,000	316,800,000	0	△ 155,950,618
0	0	0	0	14,000,000	0	10,500,000	0	3,500,000
0	9,000,000	0	21,250,000	△ 9,250,000	0	6,700,000	0	△ 15,950,000
0	9,000,000	0	21,250,000	4,750,000	0	17,200,000	0	△ 12,450,000
0	163,300,000	0	20,000	44,680,000	0	44,700,000	0	△ 20,000
0	0	0	0	104,000,000	0	104,000,000	0	0
0	285,700,000	0	121,000	△ 77,821,000	0	△ 77,700,000	0	△ 121,000
0	449,000,000	0	141,000	70,859,000	0	71,000,000	0	△ 141,000
0	42,600,000	0	80,000	16,320,000	0	16,400,000	0	△ 80,000
0	69,000,000	0	95,400	18,904,600	0	19,000,000	0	△ 95,400
0	111,600,000	0	175,400	35,224,600	0	35,400,000	0	△ 175,400

報告第 2 5 号

下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により、令和 7 年度に終了した継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

令和7年度市川市下水道

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支 払 義 務 発 生 額 (C)
				年 割 額 (A)	左の財源内訳（B）				
					企業債	国 庫 補 助 金	負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	
資 本 的 出 資 支	建 改 良 設 費	北 方 地 区 公 共 下 水 道 業 整 備 事 業	2	円 7,600,000	円 6,500,000	円 1,100,000	円 0	円 0	円 0
			3	65,800,000	16,200,000	2,400,000	0	47,200,000	8,209,300
			4	166,900,000	124,000,000	40,000,000	0	2,900,000	55,819,000
			5	158,000,000	151,000,000	0	0	7,000,000	110,000,000
			6	826,000,000	610,000,000	184,000,000	0	32,000,000	541,439,000
			7	765,700,000	667,600,000	0	0	98,100,000	1,223,964,700
			計	1,990,000,000	1,575,300,000	227,500,000	0	187,200,000	1,939,432,000

事業会計継続費精算報告書

実 績				比 較				
左の財源内訳 (D)				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差 (A) - (C)	左の財源内訳 (B) - (D)			
企業債	国 庫 補 助 金	負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		企業債	国 庫 補 助 金	負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	7,600,000	6,500,000	1,100,000	0	0
7,000,000	1,100,000	0	109,300	57,590,700	9,200,000	1,300,000	0	47,090,700
43,400,000	12,400,000	0	19,000	111,081,000	80,600,000	27,600,000	0	2,881,000
80,000,000	30,000,000	0	0	48,000,000	71,000,000	△ 30,000,000	0	7,000,000
334,000,000	136,500,000	0	70,939,000	284,561,000	276,000,000	47,500,000	0	△ 38,939,000
973,400,000	47,500,000	0	203,064,700	△ 458,264,700	△ 305,800,000	△ 47,500,000	0	△ 104,964,700
1,437,800,000	227,500,000	0	274,132,000	50,568,000	137,500,000	0	0	△ 86,932,000

報告第 2 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 7 月 9 日

市川市長 田 中 甲

記

損害賠償請求事件の和解について

1 和解の相手方

千葉県市川市在住

A（男性）

2 事件の概要

令和 7 年 9 月 5 日午後 2 時 30 分頃、市川市が設置し、及び管理する下水道の汚水管内に雨水が流入したことで当該汚水管内の空気圧に変動が生じたことにより、相手方住居地に設置された相手方のトイレから排水管内の水が噴き出し、当該トイレ内の床を汚損したもので、相手方が市川市にその事故による損害の賠償を求めた事件である。

3 和解の内容

- (1) 市川市は、相手方に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、金 397,315 円の支払義務のあることを認め、同額を支払う。
- (2) 相手方は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、市川市に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。

報告第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 7 月 10 日

市川市長 田 中 甲

記

損害賠償請求事件の和解について

1 和解の相手方

千葉県市川市在住

A（男性）

2 事件の概要

令和 8 年 5 月 1 日午後 8 時 30 分頃、千葉県市川市市川 1 丁目 1862 番地において、相手方が相手方所有の車両で市川市が管理する市川駅北口側の駅前広場（ロータリー）を走行していた際、当該駅前広場にあったくぼみに当該車両の右側前輪が落輪したことにより、当該車両の右側前底部が損傷したもので、相手方が市川市にその事故による損害の賠償を求めた事件である。

3 和解の内容

- (1) 市川市は、相手方に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、金 31,867 円の支払義務のあることを認め、同額を支払う。
- (2) 相手方は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、市川市に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。

報告第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙
のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をする。

令和８年７月２３日

市川市長 田 中 甲

記

損害賠償請求事件の和解について

1 和解の相手方

東京都江戸川区鹿骨６丁目４番１７号

有限会社石井建築設計事務所

代表取締役 石井 治

2 事件の概要

令和８年４月１７日午前８時４３分頃、千葉縣市川市八幡３丁目１３５１番地２の駐車場において、市川市の職員が駐車区画から退出するため車両を左後方に向かって後退させたところ、その右隣の駐車区画に駐車しようとして後退していた相手方の車両に接触し、同車両の右側面部が損傷したもので、相手方が市川市にその事故による損害の賠償を求めた事件である。

3 和解の内容

- (1) 市川市は、相手方に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、金３３５,９１７円の支払義務のあることを認め、同額を支払う。
- (2) 市川市及び相手方は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。

報告第 3 0 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙
のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 7 月 31 日

市川市長 田 中 甲

記

損害賠償請求事件の和解について

1 和解の相手方

東京都台東区浅草橋 1 丁目 22 番 16 号ヒューリック浅草橋ビル
株式会社エフ・ビー・エム
代表取締役 古谷 太郎

2 事件の概要

令和 7 年 11 月 28 日午前 10 時 45 分頃、千葉県市川市本行徳 12 番 1 地先において、相手方が相手方所有の車両で幅員の狭い市道に右折して進入した際、当該市道左側の側溝の蓋が破損していた部分に同車両の左前輪が落輪したことにより、同車両の左前輪のホイールが損傷したもので、相手方が市川市にその事故による損害の賠償を求めた事件である。

3 和解の内容

- (1) 市川市は、相手方に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、金 2,607 円の支払義務のあることを認め、同額を支払う。
- (2) 相手方は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、市川市に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。

報告第 3 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙
のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をする。

令和８年８月６日

市川市長 田 中 甲

記

損害賠償請求事件の和解について

1 和解の相手方

千葉県市川市在住

A（男性）

2 事件の概要

令和８年４月６日午後５時頃、千葉県市川市原木３丁目１０番１４号（原木第二排水機場）において、当該地先の路側帯を歩行していた相手方が、その進行方向から歩いてきた者とすれ違うため、当該路側帯の右側に回避した先に存する市川市所有のフェンスの支柱に接触した際、当該支柱の一部が破損していたことにより、相手方が着用していた衣服の一部が損傷したもので、相手方が市川市にその事故による損害の賠償を求めた事件である。

3 和解の内容

- (1) 市川市は、相手方に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、金３１,５７０円の支払義務のあることを認め、同額を支払う。
- (2) 相手方は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、市川市に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。

報告第 3 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をする。

令和８年８月１０日

市川市長 田 中 甲

記

損害賠償請求事件の和解について

1 和解の相手方

東京都江戸川区在住

A（男性）

2 事件の概要

令和８年１月１０日午後５時１５分頃、千葉縣市川市鬼高１丁目１番３号地先において、市川市が管理する樹木が根元の腐朽により倒れた際、当該樹木の横に停車していた相手方の車両と接触し、当該車両が損傷したもので、相手方が市川市にその事故による損害の賠償を求めた事件である。

3 和解の内容

- (1) 市川市は、相手方に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、金８７７,５９２円の支払義務のあることを認め、同額を支払う。
- (2) 相手方は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、市川市に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。

報告第 3 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をする。

令和８年８月１８日

市川市長 田 中 甲

記

市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負変更契約について

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 市川市立第三中学校南側斜面地整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 市川市宮久保２丁目１３番７ 外 |
| 3 | 請負代金額 | （変更前） ２ １ ７ , ３ ６ ０ , ０ ０ ０ 円
（変更後） ２ ２ ２ , １ ７ ８ , ０ ０ ０ 円 |
| 4 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 5 | 契約相手方 | 市川市宮久保３丁目１６番１７号
三徳建設株式会社
代表取締役 儀同 貴広 |
| 6 | 工 事 概 要 | 市川市立第三中学校南側斜面地整備工事
土工 一式
法面工 一式
擁壁工 一式
伐採・伐根工 一式
排水構造物工 一式
舗装工 一式
運動場整備工 一式
付帯工 一式 |

7 請負代金額変更理由

市川市立第三中学校南側斜面地整備工事については、令和7年9月議会での議決を経て着手しているが、賃金等の急激な変動に対処するため、「工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）」が提出されたこと、及びその他所要の変更により、請負代金額の変更が生じたことから、4,818,000円増額するものである。

工事請負変更契約書

発注者市川市と受注者三徳建設株式会社とは、令和 7 年 9 月 16 日付で締結した市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約(以下「原契約」という。)について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

(工事内容の変更)

第 1 条 原契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

(請負代金の増額)

第 2 条 前条に定める工事内容の変更、及び原契約約款第 25 条第 6 項に基づく変更に伴い、原契約で定める請負代金額に金 4,818,000 円を、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額に 438,000 円をそれぞれ増額する。

(継続費に係る契約の特則の変更)

第 3 条 前条に定める請負代金の増額に伴い、原契約約款第 39 条第 1 項に定める請負代金の支払に係る予算年割額

「令和 7 年度 86,944,000 円

令和 8 年度 130,416,000 円」を 4,818,000 円増額し、

「令和 7 年度 86,944,000 円

令和 8 年度 135,234,000 円」に、

第 2 項に定める予算年割額に対応する各会計年度の出来高予定額

「令和 7 年度 86,944,000 円

令和 8 年度 130,416,000 円」を 4,818,000 円増額し、

「令和 7 年度 86,944,000 円

令和 8 年度 135,234,000 円」に改める。

この工事請負変更契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 8 月 18 日

発 注 者

住所 市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号

市川市

氏名 代表者 市長 田 中 甲 印

受 注 者

住所 市川市宮久保 3 丁目 1 6 番 1 7 号

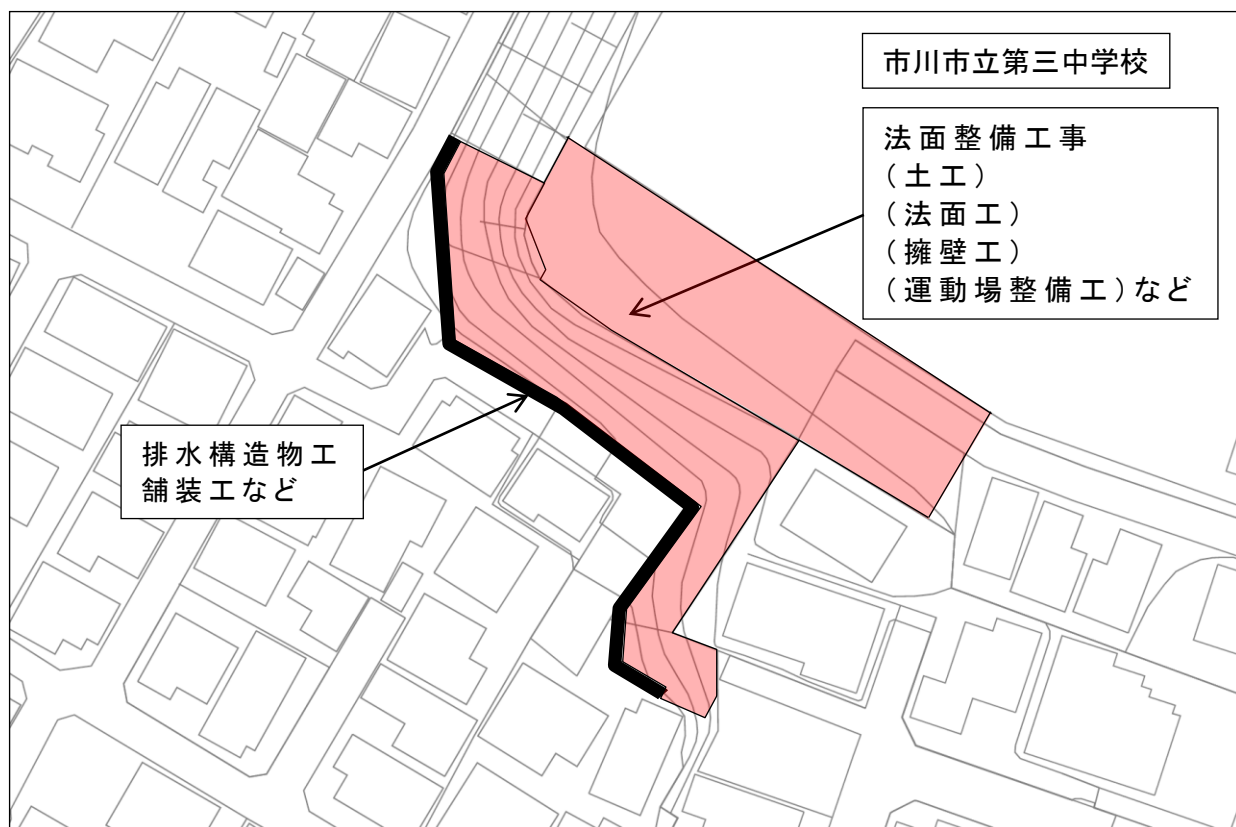
三徳建設株式会社

氏名 代表取締役 儀 同 貴 広 印

報告第33号の参考図



案内図



施工箇所図

報告第 3 4 号

いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和 7 年度決算及び令和
8 年度事業計画に関する報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、
いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和 7 年度決算及び令和 8 年度事業計
画を別添のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

令和 7 年 度
事 業 報 告 ・ 決 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日
第 2 期
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

いちかわクリーンエネルギー株式会社

いちかわクリーンエネルギー株式会社

令和 7 年度 事業報告

1 会社の現況に関する事項

(1) 電力小売り事業者登録

経済産業省および資源エネルギー庁に対して電力小売り事業者登録申請を実施した。

当初は令和 7 年度上半期中の登録を見込んでいたが、令和 7 年 1 2 月中の登録完了となった。

登録完了後、関係各機関への登録手続きを経て、次年度からの小売供給開始の準備を実施した。

(2) 取次供給

当期は、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで取次供給を実施した。

1 1 6 箇所の高圧施設を対象とし、取次手数料を売上として計上した。

次年度からは小売供給を開始予定であるため、取次供給は本年度をもって終了となった。

2 会社の株式に関する事項（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）

- ・発行可能株式総数 6,000 株
- ・発行済株式の総数 600 株
- ・株主数 3 名

株主名	持株数	持株比率
市川市	336 株	56 %
京葉瓦斯株式会社	234 株	39 %
株式会社千葉銀行	30 株	5 %

3 取締役および監査役

代表取締役 田中 甲
代表取締役 大石 昇
監査役 大島 章司

4 計算書類

貸借対照表（令和8年3月31日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	213,295,907	流動負債	153,798,919
現金及び預金	116,295,167	未払金	96,126,913
売掛金	1,276,000	未払法人税等	369,288
未収入金	95,724,740	未払消費税	82,600
		預り金	57,220,118
		固定負債	0
固定資産	855,000	負 債 合 計	153,798,919
有形固定資産	0	純 資 産 の 部	
		株主資本	60,351,988
		資本金	60,000,000
無形固定資産	855,000	利益剰余金	351,988
ソフトウェア	855,000	その他利益剰余金	351,988
		繰越利益	△ 962,024
		当期純損益	1,314,012
		純資産合計	60,351,988
資 産 合 計	214,150,907	負債・純資産合計	214,150,907

損益計算書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：円）

科目	金額	
売上高		6,755,000
売上原価		0
売上総利益		6,755,000
販売費及び一般管理費		5,241,643
営業利益		1,513,357
営業外収益		
受取利息	200,543	
受取配当金		
雑収入	112	200,655
営業外費用		
支払利息		
雑支出		0
経常利益		1,714,012
特別損益		
特別利益		
特別損失		0
税引前当期純利益		1,714,012
法人税・住民税及び事業税		400,000
当期純利益		1,314,012

株主資本等変動計算書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：円）

項目		株主資本					純資産合計	
		資本金	資本準備金	利益剰余金				株主資本合計
				利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高		60,000,000	0	0	0	△ 962,024	59,037,976	59,037,976
当期変動額	剰余金の配当						0	0
	資本金払込						0	0
	出資金追加払込						0	0
	当期純利益					1,314,012	1,314,012	1,314,012
	株主資本以外の当期変動額(純額)						0	0
	計	0	0	0	0	1,314,012	1,314,012	1,314,012
当期末残高		60,000,000	0	0	0	351,988	60,351,988	60,351,988

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方式

移動平均法による原価法としている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定率法としている。ただし、建物附属設備、構築物、及び無形固定資産については定額法としている。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準としている。

(3) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は、税抜方式としている。

令和8年5月14日

監 査 報 告 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していると認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監査役 大 島 章 司 ⑩

令和 8 年 度
事 業 計 画

自 令和 8 年 4 月 1 日
第 3 期
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

いちかわクリーンエネルギー株式会社

いちかわクリーンエネルギー株式会社

令和 8 年度 事業計画

1 会社設立目的

環境面として、エネルギーの地産地消を通じて市内の CO₂ 排出量を削減すること、社会面として、利益を地域に還元すること、経済面として、電気料金の支出を市内に留めることで、地域経済の活性化に繋げることを掲げ、単に電気を安く提供するのではなく、クリーンで環境価値の高いエネルギーを市内で循環させることでカーボンニュートラルを実現させることを目的とする。

2 事業内容

市川市クリーンセンターで発電されるクリーンなエネルギーを主な電源とし、市川市公共施設へ電力を供給する。

市川市公共施設へ供給する電力は、全てクリーンなエネルギー（非化石電力）とする。令和 8 年度は、121 箇所の高圧施設を対象とし、年間約 32,000 MWh を見込む。

3 収支計画

第 3 期（令和 8 年度）の収支について、試算した結果は次のとおりである。

損益計算書

(単位：千円)

		第3期
収 入	電気料金	1,020,739
	クリーンセンター電源余剰売電	76,846
	収入合計①	1,097,585
支 出	クリーンセンター電源調達費用	347,332
	卸電力調達費用	288,627
	託送費	162,791
	クリーンセンター発電インバランス費用	14,400
	非化石証書追加購入費用	10,803
	容量拠出金	80,628
	包括委託費	40,870
	システム委託費	5,942
	その他費用	7,200
	JEPX 非化石証書取引年会費	600
	支出合計②	959,193
	営業利益 (①-②)	138,392
	運転資金借入金利返済	954
	経常利益	137,438
	法人税等	48,103
	当期純利益	89,335

キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

	第3期
期首現預金残高	55,000
収入合計①	1,006,687
支出合計②	921,272
営業活動によるキャッシュフロー (①-②)	85,415
投資活動によるキャッシュフロー	-
財務活動によるキャッシュフロー	40,373
期末現預金残高	180,788